

申請書を作成する

住まいの復興給付金

3

記入見本を参考に申請書を作成しましょう。

こちらでは、**【建築・購入】**の申請書の記入の仕方を確認します。「補修」で申請される方は、**申請の手引き【補修】用**を参照ください。





15 申請書の記入方法について

(1) 表紙

提出の必要はありませんが、申請上の注意事項が記載されています。記載されている内容を確認した上で、申請書を作成してください。

住まいの復興給付金制度

提出不要

建築・購入

申請する前に確認してください

対象者の要件

東日本大震災により被害が生じた住宅(以下「被災住宅」という。)を被災時点に所有し、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、その住宅(以下「再取得住宅」という。)に居住していること。

被災住宅とは

東日本大震災により被害が生じ、り災証明書等で被害の認定を受けた住宅、または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅

再取得住宅とは

引上げ後の消費税率が適用される期間に新たに建築・購入した住宅

- 申請期限は、再取得住宅の引渡日から1年以内です。
(分離発注で住宅を建築した場合は、最終工事の引渡日から1年以内)
- (代表)申請者および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。
- 「建築・購入」の給付申請を行った(代表)申請者および共同申請者が「補修」の申請をすることはできません。
- すまい給付金(全国向け措置・国土交通省所管)との併用はできません。

共同申請とは

対象者の要件すべてを満たしていない場合でも、下記 A、B に該当する場合、各要件を有する者が共同で申請(以下「共同申請」という。)することで、給付申請することができます。

A 被災時点の被災住宅の所有者が再取得住宅の所有者と異なる場合

※被災時点の被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合は関係確認書等(別紙7/4枚目参照)を提出してください。

B 再取得住宅の所有者が複数である場合

- 共同申請する申請者は、再取得住宅に共に居住していることが要件となります。
※再取得住宅に居住していない場合でも、親孝行住宅再建支援の要件に該当する方は共同申請できる場合があります。
詳しくは「別紙①共同申請者申告書」を参照してください。
- 共同申請する場合、再取得住宅の所有者である代表1名を代表申請者とし、給付金を受領してください。
- すべての共同申請者情報について「別紙①共同申請者申告書」に記入し、提出してください。

申請書類の記入・提出にあたって

- 申請書は、必ず黒ボールペン(消えないペン)で記入してください。
- 申請書の該当する項目の に を入れてください。
- 指定する添付書類の記載内容と申請書の記入内容が一致しているか確認してください。
- 申請書類はコピーをとり、お手元に保管してください。
- 申請書類は原則A4サイズとし、コピーで提出する書類は文字がはっきり読みとれるものを提出してください。
- 必要な申請書類がすべて揃っていない場合は申請の受付が行われません。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受け付けできません。)

住まいの復興給付金事務局

申請書類の送付先

〒983-8799 仙台東郵便局 私書箱15号
住まいの復興給付金申請係

問い合わせ先 0120-250-460 フリーダイヤル(無料) 9:00 ~ 17:00(土・日・祝日除く)
IP電話等からのご利用の場合(有料) 022-745-0420 ホームページ <https://fukko-kyufu.jp>

令和3年6月版

(2) 申請書1 / 4枚目: 申請書類チェックシート

- 申請書類のチェックシートです。申請書類が揃っているかを確認してください。また、必ず申請書の表紙として申請書と一緒に提出してください。

記入見本①

住まいの復興給付金制度

1 / 4枚目

建築・購入 申請書類チェックシート

提出前に申請書類が揃っているかをご確認ください。記入後はこちらの書類もご提出ください。

申請に必要な書類が揃っているかを確認し、 にチェックをしてください。

	確認の上、チェック																																																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 【建築・購入】「住まいの復興給付金申請書」* 右記それぞれの条件に該当する場合、別紙をさらに追加で提出する必要があります。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ●被災住宅の所有者が再取得住宅の所有者(代表申請者)と異なる 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合は別紙①共同申請者申告書の提出は不要。下記①の書類を別途ご用意ください ●被災住宅の所有者である父母・祖父母等が居住するための住宅の建築・購入を支援した場合、別紙②共同申請者申告書と下記②の書類を追加でご用意ください ●再取得住宅の所有者が複数である ●分離発注で住宅を建築した 	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; border: 1px solid black; padding: 5px;">別紙①【建築・購入】共同申請者申告書*</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">原本</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">別紙②【建築・購入】分離発注における工事確認書*</td> <td style="text-align: center;">原本</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">給付金の振込先となる口座の口座情報が確認できる「通帳等の記載面」 ※共同申請の場合は代表申請者のもの</td> <td style="text-align: center;">コピー</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">住宅が被災したことを示す「り災証明書等」 ※原子力災害による避難指示区域等内にある場合は添付不要。</td> <td style="text-align: center;">コピー</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">被災住宅に関する書類 《被災住宅が残存している場合》 被災住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」 ※被災時の被災住宅の所有者が確認できるもの</td> <td style="text-align: center;">原本</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">《被災住宅を取壊し等で滅失している場合》 被災住宅の「不動産登記における建物の閉鎖事項証明書・謄本」 ※被災時の被災住宅の所有者が確認できるもの ※り災証明書等で確認できるり災状況が「一部損壊」の場合は被災住宅の取壊しが給付要件になります</td> <td style="text-align: center;">原本</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">再取得住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」 ※再取得住宅の所有者が確認できるもの</td> <td style="text-align: center;">原本</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">再取得住宅に居住していることを示す「住民票の写し」 ※別紙③共同申請者申告書の提出が必要な場合、代表申請者および共同申請者全員の居住がわかる「住民票の写し」を添付</td> <td style="text-align: center;">原本</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">住宅の再取得に係る「工事請負契約書(建築の場合)または不動産売買契約書(購入の場合)」 ※一番最初に締結した契約(原契約)についてのもの ※分離発注で住宅を建築した場合、各事業者の契約書を全て提出</td> <td style="text-align: center;">コピー</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">中古住宅を購入した場合のみ必要となる書類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">再取得住宅に関する書類 宅建業者が販売したことを証明する「中古住宅販売証明書」*</td> <td style="text-align: center;">原本</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">被災住宅の所有者との関係を示す「関係確認書」*</td> <td style="text-align: center;">原本</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">被災住宅の所有者の死亡または行方不明であることが証明できる書類 例:「住民票の除票の写し」(個票)、「戸籍全部事項証明書」等</td> <td style="text-align: center;">原本</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">被災住宅の所有者に代わる者が被災時点で被災住宅に居住していたことが証明できる書類 例:「住民票の写し(除票も含む)」、「戸籍の附票の写し」等</td> <td style="text-align: center;">原本</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">親孝行住宅再建支援をした場合のみ必要となる書類 ※詳しくは別紙④共同申請者申告書を参照</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">再取得住宅の建築・購入を支援したことを申し出る「親孝行住宅再建支援申出書」*</td> <td style="text-align: center;">原本</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">被災住宅の所有者と申請者の続柄が証明できる書類 例:「戸籍全部事項証明書」等</td> <td style="text-align: center;">原本</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> </table>	別紙①【建築・購入】共同申請者申告書*	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	1	別紙②【建築・購入】分離発注における工事確認書*	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	2	給付金の振込先となる口座の口座情報が確認できる「通帳等の記載面」 ※共同申請の場合は代表申請者のもの	コピー	<input checked="" type="checkbox"/>	3	住宅が被災したことを示す「り災証明書等」 ※原子力災害による避難指示区域等内にある場合は添付不要。	コピー	<input checked="" type="checkbox"/>	4	被災住宅に関する書類 《被災住宅が残存している場合》 被災住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」 ※被災時の被災住宅の所有者が確認できるもの	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	5	《被災住宅を取壊し等で滅失している場合》 被災住宅の「不動産登記における建物の閉鎖事項証明書・謄本」 ※被災時の被災住宅の所有者が確認できるもの ※り災証明書等で確認できるり災状況が「一部損壊」の場合は被災住宅の取壊しが給付要件になります	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	6	再取得住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」 ※再取得住宅の所有者が確認できるもの	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	7	再取得住宅に居住していることを示す「住民票の写し」 ※別紙③共同申請者申告書の提出が必要な場合、代表申請者および共同申請者全員の居住がわかる「住民票の写し」を添付	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	8	住宅の再取得に係る「工事請負契約書(建築の場合)または不動産売買契約書(購入の場合)」 ※一番最初に締結した契約(原契約)についてのもの ※分離発注で住宅を建築した場合、各事業者の契約書を全て提出	コピー	<input checked="" type="checkbox"/>	9	中古住宅を購入した場合のみ必要となる書類				再取得住宅に関する書類 宅建業者が販売したことを証明する「中古住宅販売証明書」*	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	10	被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類				被災住宅の所有者との関係を示す「関係確認書」*	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	11	被災住宅の所有者の死亡または行方不明であることが証明できる書類 例:「住民票の除票の写し」(個票)、「戸籍全部事項証明書」等	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	12	被災住宅の所有者に代わる者が被災時点で被災住宅に居住していたことが証明できる書類 例:「住民票の写し(除票も含む)」、「戸籍の附票の写し」等	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	13	親孝行住宅再建支援をした場合のみ必要となる書類 ※詳しくは別紙④共同申請者申告書を参照				再取得住宅の建築・購入を支援したことを申し出る「親孝行住宅再建支援申出書」*	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	14	被災住宅の所有者と申請者の続柄が証明できる書類 例:「戸籍全部事項証明書」等	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	15
別紙①【建築・購入】共同申請者申告書*	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	1																																																																						
別紙②【建築・購入】分離発注における工事確認書*	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	2																																																																						
給付金の振込先となる口座の口座情報が確認できる「通帳等の記載面」 ※共同申請の場合は代表申請者のもの	コピー	<input checked="" type="checkbox"/>	3																																																																						
住宅が被災したことを示す「り災証明書等」 ※原子力災害による避難指示区域等内にある場合は添付不要。	コピー	<input checked="" type="checkbox"/>	4																																																																						
被災住宅に関する書類 《被災住宅が残存している場合》 被災住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」 ※被災時の被災住宅の所有者が確認できるもの	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	5																																																																						
《被災住宅を取壊し等で滅失している場合》 被災住宅の「不動産登記における建物の閉鎖事項証明書・謄本」 ※被災時の被災住宅の所有者が確認できるもの ※り災証明書等で確認できるり災状況が「一部損壊」の場合は被災住宅の取壊しが給付要件になります	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	6																																																																						
再取得住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」 ※再取得住宅の所有者が確認できるもの	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	7																																																																						
再取得住宅に居住していることを示す「住民票の写し」 ※別紙③共同申請者申告書の提出が必要な場合、代表申請者および共同申請者全員の居住がわかる「住民票の写し」を添付	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	8																																																																						
住宅の再取得に係る「工事請負契約書(建築の場合)または不動産売買契約書(購入の場合)」 ※一番最初に締結した契約(原契約)についてのもの ※分離発注で住宅を建築した場合、各事業者の契約書を全て提出	コピー	<input checked="" type="checkbox"/>	9																																																																						
中古住宅を購入した場合のみ必要となる書類																																																																									
再取得住宅に関する書類 宅建業者が販売したことを証明する「中古住宅販売証明書」*	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	10																																																																						
被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類																																																																									
被災住宅の所有者との関係を示す「関係確認書」*	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	11																																																																						
被災住宅の所有者の死亡または行方不明であることが証明できる書類 例:「住民票の除票の写し」(個票)、「戸籍全部事項証明書」等	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	12																																																																						
被災住宅の所有者に代わる者が被災時点で被災住宅に居住していたことが証明できる書類 例:「住民票の写し(除票も含む)」、「戸籍の附票の写し」等	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	13																																																																						
親孝行住宅再建支援をした場合のみ必要となる書類 ※詳しくは別紙④共同申請者申告書を参照																																																																									
再取得住宅の建築・購入を支援したことを申し出る「親孝行住宅再建支援申出書」*	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	14																																																																						
被災住宅の所有者と申請者の続柄が証明できる書類 例:「戸籍全部事項証明書」等	原本	<input checked="" type="checkbox"/>	15																																																																						

 1 2 3 4 5 |

※ *の書類は、事務局指定の書式を使用してください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

申請書類はコピーをとり、お手元大切に保管してください。

2枚目につづきます

令和3年6月版

記入方法①

記入にあたって

- 必ず黒のボールペン（消えないペン）で記入してください。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。（訂正印がない場合は受け付けできません）
- 押印は、実印以外の認印、スタンプ式ネーム印でも可能です。電子印鑑は使用できません。
- 提出された申請書類は返却できませんので、申請書類はコピーを取り保管してください。

訂正の例


 訂正の例として、元の文字「間違えた記入」が二重線で消され、その上に「印」の文字が押印されている様子が示されています。

1 申請書類の種別（原本またはコピー）を確認してください。

- 提出いただく書類は「原本」または「コピー」の種別の指定があります。用意いただいた書類の種別に、誤りがないかどうかを、必ず確認してください。

2 提出前に申請に必要な書類が揃っているか確認し、チェックをしてください。

- 申請書(1/4~4/4枚までの4枚)が揃っていることを確認して、① にチェックをしてください。

- 被災住宅の所有者が再取得住宅の所有者（代表申請者）と異なる場合や再取得住宅の所有者が複数である場合で、共同申請する方は、別紙①「【建築・購入】共同申請者申告書」があることを確認して② にチェックをしてください。
- 分離発注で住宅を建築した場合は、別紙②「【建築・購入】分離発注における工事確認書」があることを確認して③ にチェックをしてください。

※複数の再取得住宅の所有者が、複数の工事施工者に分離発注した場合には、別紙①と別紙②の両方の書類を提出する必要があります。

- ④ から ⑩ までの添付書類は、申請されるすべての方に提出いただく書類です。すべて揃っているかを確認し、チェックをしてください。

3 中古住宅を購入した場合には、⑪「中古住宅販売証明書」があることを確認してください。（該当しない場合は提出不要）

※この書類は、対象住宅を販売した宅地建物取引業免許を有する事業者から入手してください。

4 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合には、⑫ ⑬ ⑭ の書類があることを確認してください。（該当しない場合は提出不要）

※「【建築・購入】被災住宅所有者との関係確認書」（P35参照）は、住まいの復興給付金事務局のホームページからダウンロードするか、この申請の手引きの書式を使用してください。

5 親孝行住宅再建支援をした場合には、⑮ と ⑯ の書類があることを確認してください。（該当しない場合は提出不要）

※「親孝行住宅再建支援申出書」（P38参照）は、住まいの復興給付金事務局のホームページからダウンロードするか、この申請の手引きの書式を使用してください。

(3) 申請書2/4枚目

- (代表)申請者の情報を記入していただく申請書です。
- 手続代行者が申請する場合は、(代表)申請者に加え手続代行者の情報も記入してください。

記入見本②

住まいの復興給付金制度

2 / 4 枚目

建築・購入

住まいの復興給付金申請書

① 申請者の情報を記入してください。共同で申請する場合はその代表となる申請者が記入してください。

① (代表) 申請者情報

本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。

記入日	令和 △△年 □□月 ○○日			
(代表) 申請者氏名 (再取得住宅の所有者)	フリガナ フッコウ	ジュンイチ	復興	
	名 復 興	名 順 一	(復興)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅を複数の者で所有しており、共同で申請する場合 → 別紙①「共同申請者申告書」も記入			
再取得住宅の住所	フリガナ	ミヤギ	〇〇〇	
	〒	900-000× 宮城	都 道 府 (県) 〇〇 (市 郡 区)	
	フリガナ	△△チョウ		
		△△町1-1-1		
	フリガナ	建物名		
電話番号	自宅	022 - 222 - ××××	携帯	090 - 1111 - ××××
生年月日	明治 大正 (昭和) 平成 令和 50 年 4 月 10 日			
	〒	都 道 府 (県)	市 郡 区	
		建物名	部屋番号	

② 手続代行者がいる場合、下記に記入してください。再取得住宅の所有者本人が申請を行う場合、記入不要です。

② 手続代行者情報

本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。

手続代行者	事業者名	株式会社 住宅不動産	支店名	仙台支店
	担当者名	新築 建一	担当者連絡先	022 - 212 - ××××
	〒	980-000× 宮城	都 道 府 (県)	仙台 (市 郡 区)
		宮城野区□□町3-3-3		

事務局使用欄(申請者は記入不要)

3 枚目に つづきます

令和3年6月版

6: 令和 △△年 □□月 ○○日

7: (代表) 申請者氏名 (再取得住宅の所有者)

8: 再取得住宅の住所

9: 電話番号

10: 生年月日

11: 都 道 府 (県) 市 郡 区

- 44 -

記入方法②

6 申請書を作成した日を記入してください。

7 申請書の同意事項(申請書の6枚目)をお読みになり同意の上、(代表)申請者(再取得住宅の所有者)本人が記名・押印してください。

- 以下の添付書類に記載されている氏名と同じであることをご確認ください。
 - ・再取得住宅の不動産登記における建物の登記事項証明書 (P28参照)
 - ・再取得住宅に居住していることを示す、申請者の住民票の写し (P30参照)
- フリガナも必ず記入してください。
- 再取得住宅を複数の者で所有し、共同で申請する場合には、1名を代表申請者とし、本人が記名・押印するとともに、氏名記入欄の下にある「再取得住宅を複数の者で所有しており、共同で申請する場合」にチェックをしてください。チェックをした場合は、別紙①「【建築・購入】共同申請者申告書」(P58~61参照)も記入してください。
- 押印は、実印以外の認印、スタンプ式ネーム印でも可能です。電子印鑑は使用できません。

8 再取得住宅の住所を記入してください。

- 「住民票の写し」(P30参照)で確認できる住所を記入してください。
- 住所は省略せずに記入してください。
共同住宅等の場合は、建物名、部屋番号も必ず記入してください。
- 住まいの復興給付金事務局からの通知書等は、**11** で指定していない場合、この住所に送付されます。

9 (代表)申請者の電話番号を記入してください。

- 申請内容の確認等のため連絡する場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

10 (代表)申請者の生年月日を記入してください。

- 「住民票の写し」(P30参照)に記載されている生年月日と同じであることをご確認ください。

11 (代表)申請者に対する住まいの復興給付金事務局からの通知書等の受取先として、**8** の再取得住宅の住所以外を指定する場合に記入してください。

- **8** と同じ場合は記入不要です。
- 住所は省略せず、建物名、部屋番号も必ず記入してください。

記入見本②

住まいの復興給付金制度

2 / 4 枚目

建築・購入

住まいの復興給付金申請書

①申請者の情報を記入してください。共同で申請する場合はその代表となる申請者が記入してください。

① (代表) 申請者情報		本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。	
記入日	令和	△△年	□□月 ○○日
再取得住宅の(不動産登記、(代表)申請者の(住民票)で確認できる氏名を本人が記名・押印。	フリガナ	フッコウ	ジュンイチ
	(代表) 申請者氏名 (再取得住宅の所有者)	氏 復興	名 順一
	<input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅を複数の者で所有しており、共同で申請する場合		別紙①「共同申請者申告書」も記入
(代表) 申請者または共同申請者の(住民票)で確認できる住所を記入。 建物名、部屋番号を省略せず記入。	フリガナ	ミヤギ	〇〇〇
	〒	900-000× 宮城	都 道 府 (県) 〇〇 (市 郡 区)
	フリガナ	△△チョウ	
日中に連絡が取れる番号をいずれか必ず記入。	建物名	△△町1-1-1	
	フリガナ		
(代表) 申請者の(住民票)等で確認できる生年月日を記入。	電話番号	自宅	022 - 222 - ×××× 携帯 090 - 1111 - ××××
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 50年4月10日	
再取得住宅の住所と異なる場合のみ記入。(事務局からの郵送物の送り先となります。) 建物名、部屋番号を省略せず記入。	〒	都 道 府 県	市 郡 区
		建物名	部屋番号

②手続代行者がいる場合、下記に記入してください。再取得住宅の所有者本人が申請を行う場合、記入不要です。

② 手続代行者情報		本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。	
必ず手続代行者本人が記名・押印してください。 記載がある場合、書類の不備などの連絡は、手続代行者に行います。	業者名	1 株式会社 住宅不動産	5 新築
	支店名	2 仙台支店	
	担当者名	3 新築 建一	4 担当者連絡先 022 - 212 - ××××
	担当者連絡先	6 980-000× 宮城	都 道 府 (県) 仙台 (市 郡 区)
		宮城野区□□町3-3-3	

事務局使用欄 (申請者は記入不要)

3枚目に つづきます

令和3年6月版

記入方法②

12 (代表)申請者および共同申請者から申請の委任を受けた手続代行者がいる場合のみ記入してください。

- (代表)申請者本人が申請する場合には、以下 ①～⑥ の記入は不要です。
- 行政書士でない者が、給付金申請書作成の対価を得ることは行政書士法に違反することとなります。
- 記入漏れがあった場合は、(代表)申請者に連絡を取らせていただく場合があります。

① 手続代行者が所属する事業者の名称を記入してください。

- ・ご家族など、個人が手続代行を行う場合は、記入不要です。

② 手続代行者が所属する事業者の支店・事業所などの名称を記入してください。

- ・ご家族など、個人が手続代行を行う場合や支店・事業所などがいない場合は、記入不要です。

③ 手続代行者本人が記名してください。

- ・事業者が手続代行を行う場合は、担当者本人が記名してください。
- ・申請内容の確認などで住まいの復興給付金事務局より不備等の連絡をする場合は、ここに記載された手続代行者宛に行います。

④ 手続代行者の電話番号を記入してください。

- ・申請内容の確認のため連絡する場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

⑤ 手続代行者（個人または担当者）の印鑑を押印してください。

- ・押印は、実印以外の認印、スタンプ式ネーム印でも可能です。
電子印鑑は使用できません。

⑥ 手続代行者が所属する事業者の支店・事業所などの住所を記入してください。

- ・ご家族など、個人が手続代行を行う場合は、郵送物を受け取ることができる住所を記入してください。
- ・住所は省略せずに記入してください。
- ・共同住宅等の場合は、建物名、部屋番号も必ず記入してください。
- ・書類に不備があった場合など、住まいの復興給付金事務局より書類を郵送する場合に使用します。

(4) 申請書3/4枚目

- 被災住宅と再取得住宅について記入していただく申請書です。
- 添付書類を参考に記入する項目があるため手元にご用意の上、記入してください。

記入見本③

住まいの復興給付金制度

建築・購入

住まいの復興給付金申請書

3 / 4 枚目

③被災住宅の情報について記入してください。

③被災住宅情報	被災住宅情報
<p>「被災証明書等」で確認できる住所または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅はその住所を記入。</p> <p>建物名、部屋番号を省略せず記入。</p>	<p>被災住宅の住所</p> <p>フリガナ ミヤギ 〇〇〇</p> <p>〒 900-000× 宮城 都 道 府 (県) 〇〇 市 郡 区</p> <p>フリガナ △△チョウ</p> <p>△△町5-5-5</p> <p>フリガナ</p> <p>建物名 部屋番号</p>
<p>被災住宅の不動産登記で確認できる被災時点の所有者について選択。</p>	<p>被災時点の被災住宅の所有者</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ①「(代表)申請者氏名」と同じ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ②「(代表)申請者氏名」と異なる → 別紙④「共同申請者申告書」も記入。 ※死亡または行方不明の場合は記入不要。 別途、(建築・購入)関係確認書等を添付してください。</p>
<p>「被災証明書等」で確認できる被災状況(程度)等または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅であるかを選択。</p>	<p>被災住宅の種別</p> <p>東日本大震災による被害が生じた住宅(被災証明書等が必要)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 全壊または流出</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 大規模半壊</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 半壊または床上浸水</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊または床下浸水 ※一部損壊の場合、被災住宅が完全に取り壊されていること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 原子力災害による避難指示区域等内にある住宅(被災証明書等は不要)</p>

④給付対象となる再取得住宅について記入してください。

④再取得住宅情報	再取得住宅情報
<p>新築住宅とは、新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがない住宅(建築工完了日から1年を経過したものを除く)。</p> <p>中古住宅とは、上記、新築住宅に該当しない住宅。</p>	<p>再取得住宅の住所</p> <p>①(代表)申請者情報の「再取得住宅の住所」と同じ</p>
<p>再取得住宅の不動産登記で確認できる床面積を記入。</p>	<p>住宅の種別</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。</p> <p>床面積</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 建築した住宅*¹(床面積が13㎡以上) ※1 工事請負契約によって取得した住宅。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 購入した住宅*²(床面積が50㎡以上*³) ※2 売買契約によって取得した住宅。 ※3 令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約した方は、床面積が40㎡以上</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 購入したマンション*⁴(床面積が30㎡以上) ※4 売買契約によって取得した地上3階建て以上の共同住宅。</p> <p>登記の表題部に記載されている床面積の場合(マンション等共同住宅は専有部の床面積)</p> <p>① 90.00 m² → ア</p> <p>店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合</p> <p>住宅部分の床面積 ② . m² → イ</p>
<p>「住民票」の転入日を記入。「住民票」で確認できない場合は、実際に居住した日を記入。</p>	<p>入居日</p> <p>(平成) 令和 26 年 4 月 15 日</p>
<p>「契約書」で確認できる事業者名等を記入。</p>	<p>契約を締結した工事施工者または販売事業者</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 販売事業者または1つの工事施工者と契約を締結(下記に事業者名等を記入してください)</p> <p>事業者名 株式会社 住宅不動産</p> <p>担当者名 新築 建一 担当者連絡先 022-123-XXXX</p> <p>契約日: (平成) 25 年 10 月 1 日 (令和) 引渡日: (平成) 26 年 4 月 10 日 (令和)</p> <p>※契約書で確認できる日付を記入。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 複数の工事施工者と契約を締結(分譲発注の場合) → 別紙④「分譲発注における工事確認書」も記入</p>

事務局使用欄(申請者は記入不要)

4 枚目につづきます

令和3年6月版

記入方法③

13 被災住宅の住所を記入してください。

- り災証明書等（P25参照）に記載されている住所と同じであることを確認してください。原子力災害による避難指示区域等内にある住宅の場合は、被災住宅の住所を記入してください。
- 住所は省略せずに記入してください。共同住宅等の場合は、建物名・部屋番号も必ず記入してください。

14 被災住宅の所有者に該当する項目にチェックをしてください。

- 申請書2/4枚目に記入した(代表)申請者の氏名 **7** が、被災住宅の所有者と同じ場合には、上段「(代表)申請者氏名と同じ」にチェックをしてください。異なる場合は下段「(代表)申請者氏名と異なる」にチェックをして、別紙**1**「【建築・購入】共同申請者申告書」(P58～61参照)も記入、提出してください。
- ・被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合、別紙**1**の記入は不要ですが、別途「【建築・購入】被災住宅所有者との関係確認書」(P35, および書式集参照)等、申請書1/4枚目に記載されている3点の書類を提出してください。

15 被災住宅の種別にチェックをしてください。

- 東日本大震災による被害が生じた住宅の「り災証明書等」お持ちの方は、り災証明書等に記載されている「被害の程度」と同じ項目にチェックをしてください。
- 原子力災害による避難指示区域等内に住宅がある方は、「原子力災害による避難指示区域等内にある住宅」にチェックをしてください。

16 再取得住宅の種別のどちらかにチェックをしてください。

- 新築住宅あるいは中古住宅のどちらかにチェックをしてください。

17 再取得住宅の取得方法にチェックをし、床面積を記入してください。

- 再取得した住宅にあてはまる取得方法の項目にチェックをしてください。
- 次の書類を参考に床面積を **1** または **2** に記入してください。
再取得住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書」(P28参照)の「表題部」に記載のある建物の床面積の合計を **1** に記入してください。

表題部 (主である建物の表示)		調製	余白		不動産番号	000000000
所在図番号	余白					
所在	宮城県〇〇市△△町1丁目1番1				余白	
家屋番号	1番1号				余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 (㎡)		原因及びその日付(登記の日付)		
居宅	木造スレートぶき2階建	1階	45	47	平成26年4月〇日新築 (平成26年4月〇日)	
		2階	44	53		
所有者	宮城県〇〇市△△町1丁目1番1 復興順二					

不動産登記の表題部「①種類」に居宅、店舗等の記載がある併用住宅の場合は、図面等で確認できる住宅部分のみの床面積を **2** に記入してください。(該当しない場合、記入不要)

- ・登記事項証明書では床面積は、店舗部分と居宅部分に区別された記載になっていません。ご注意ください。(次ページ参照)

記入方法③

床面積記入の参考例

- 建物の不動産登記の表題部「①種類」が「居宅」の場合

表題部 (主である建物の表示)		調製	全日	不動産番号	0000000000
所在図番号		全日			
所在		宮城県〇〇市△△町5丁目5番5号			
家屋番号		5番5号			
①種類	②構造	③床面積 (㎡)		原因及びその日付(登記の日付)	
居宅	木造スレートぶき2階建	1階	46	47	(平)
		2階	47	53	
所有者 宮城県〇〇市△△町5丁目5番5号					

種類が「居宅」の場合は、申請書の **ア** に床面積の合計を記入。**イ** への記入は不要です。

④再取得住宅情報	
再取得住宅の住所	①(代表)申請者情報の『再取得住宅の住所』と同じ
住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。
床面積	<input checked="" type="checkbox"/> 建築した住宅 ^{※1} (床面積が13㎡以上) ※1 工事請負契約によって取得した住宅。
	<input checked="" type="checkbox"/> 購入した住宅 ^{※2} (床面積が50㎡以上 ^{※3}) ※2 売買契約によって取得した住宅。 ※3 令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約した方は、床面積が40㎡以上
	<input checked="" type="checkbox"/> 購入したマンション ^{※4} (床面積が30㎡以上) ※4 売買契約によって取得した住宅。 ※5 地上3階建て以上の住宅
	登記の表題部に記載されている床面積の合計 (マンション等共同住宅は専有部の床面積)
	94.00㎡ ア
	店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 記入不要 イ
入居日	平成 令和 年 月 日

- 建物の不動産登記の表題部「①種類」に居宅以外(居宅・車庫や居宅・店舗等)が含まれる場合

表題部 (主である建物の表示)		調製	全日	不動産番号	0000000000
所在図番号		全日			
所在		宮城県〇〇市△△町5丁目5番5号			
家屋番号		5番5号			
①種類	②構造	③床面積 (㎡)		原因及びその日付(登記の日付)	
居宅・車庫	鉄筋コンクリート木造 石綿セメント板葺 2階建	1階	58	47	(平)
		2階	48	53	
所有者 宮城県〇〇市△△町5丁目5番5号					

建物の不動産登記に、居宅以外の床面積が記載されていない場合には、図面等を参考にしてください。

④再取得住宅情報	
再取得住宅の住所	①(代表)申請者情報の『再取得住宅の住所』と同じ
住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。
床面積	<input checked="" type="checkbox"/> 建築した住宅 ^{※1} (床面積が13㎡以上) ※1 工事請負契約によって取得した住宅。
	<input checked="" type="checkbox"/> 購入した住宅 ^{※2} (床面積が50㎡以上 ^{※3}) ※2 売買契約によって取得した住宅。 ※3 令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約した方は、床面積が40㎡以上
	<input checked="" type="checkbox"/> 購入したマンション ^{※4} (床面積が30㎡以上) ※4 売買契約によって取得した住宅。 ※5 地上3階建て以上の住宅
	登記の表題部に記載されている床面積の合計 (マンション等共同住宅は専有部の床面積)
	107.00㎡ ア
	店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 87.00㎡ イ
入居日	平成 令和 年 月 日



種類が「居宅・車庫」の場合は、申請書の **ア** に登記に記載されている床面積の合計を記入。
図面等で確認できる1階の車庫分(20㎡)を除いた床面積と2階の床面積の居宅部分合計を **イ** に記入します。

記入方法③

- 建物の不動産登記の表題部で、居宅部分の床面積、車庫の床面積が別々に記載されている場合

①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)	
居宅	軽量鉄骨造瓦葺2階建	1階 109.26	平成11年6月1日新築 [平成11年8月2日]	
		2階 35.72		
余白			③平成15年1月25日変更、増築 [平成15年2月2日]	
表題部 (附属建物の表示)				
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)
	車庫	木造スレート葺平屋建	17.95	余白

登記に記載されている「居宅」のみの床面積合計を申請書の **ア** に記入。
イ への記入は不要です。

④再取得住宅情報	
再取得住宅の住所	①(代表)申請者情報の『再取得住宅の住所』と同じ
住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。
床面積	<input checked="" type="checkbox"/> 建築した住宅 ^{※1} (床面積が13㎡以上) ※1 専断負契約によって取得した住宅。
	<input checked="" type="checkbox"/> 購入した住宅 ^{※2} (床面積が50㎡以上 ^{※3}) ※2 売買契約によって取得した住宅。 ※3 令和2年12月1日～令和3年11月30日に締結した方は、床面積が40㎡以上
	<input checked="" type="checkbox"/> 購入したマンション ^{※4} (床面積が30㎡以上) ※4 売買契約によって取得した住宅。 ※5 床面積が13㎡以上3階建て以上の住宅。
	登記の表題部に記載されている床面積の合計 (マンション等共同住宅は専有部の床面積) 144.98 m ² ア
	店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 記入不要 m ² イ
入居日	平成 令和 年 月 日



記入見本③

住まいの復興給付金制度

建築・購入 住まいの復興給付金申請書

3 / 4 枚目

③被災住宅の情報について記入してください。

③ 被災住宅情報

「被災証明書等」で確認できる住所または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅はその住所を記入。

建物名、部屋番号を省略せず記入。

被災住宅の「不動産登記」で確認できる被災時点の所有者について選択。

「被災証明書等」で確認できる被災状況(程度)等または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅であるかを選択。

被災住宅の住所	フリガナ ミヤギ 〒 900-0000 × 宮城 都道 府(県) 〇〇 (市) 郡 区 フリガナ △△チョウ △△町5-5-5 フリガナ 建物名 部屋番号
被災時点の被災住宅の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> ①『(代表)申請者氏名』と同じ <input checked="" type="checkbox"/> ①『(代表)申請者氏名』と異なる → 別紙①「共同申請者申告書」も記入。 ※死亡または行方不明の場合は記入不要。 別途、「建築・購入」関係確認書等を添付してください。
被災住宅の種別	東日本大震災による被害が生じた住宅(被災証明書等が必要) <input checked="" type="checkbox"/> 全壊または流出 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊または床上浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊または床下浸水 ※一部損壊の場合、被災住宅が完全に取り壊されていること。 <input checked="" type="checkbox"/> 原子力災害による避難指示区域等内にある住宅(被災証明書等は不要)

④給付対象となる再取得住宅について記入してください。

④ 再取得住宅情報

「新築住宅」とは、新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがない住宅(建築工完了日から1年を経過したものを除く)。

中古住宅とは、上記、新築住宅に該当しない住宅。

再取得住宅の「不動産登記」で確認できる床面積を記入。

再取得住宅の住所	①(代表)申請者情報の「再取得住宅の住所」と同じ
住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。
床面積	<input checked="" type="checkbox"/> 建築した住宅 ^{※1} (床面積が13㎡以上) ※1 工事請負契約によって取得した住宅。 <input checked="" type="checkbox"/> 購入した住宅 ^{※2} (床面積が50㎡以上 ^{※3}) ※2 売買契約によって取得した住宅。 <input checked="" type="checkbox"/> 購入したマンション ^{※4} (床面積が30㎡以上) ※3 令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約した方は、床面積が40㎡以上 ※4 売買契約によって取得した地上3階建て以上の共同住宅。 登記の表題部に記載されている床面積の合計(マンション等共同住宅は専有部の床面積) 90.00㎡ → ア 店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 〃.〃.〃㎡ → イ

「住民票」の転入日を記入。「住民票」で確認できない場合は、実際に居住した日を記入。

「契約書」で確認できる事業者名等を記入。

入居日	平成 令和 26 年 4 月 15 日
契約を締結した工事施工者または販売事業者	<input checked="" type="checkbox"/> 販売事業者または1つの工事施工者と契約を締結(下記に事業者名等を記入してください) 事業者名 株式会社 住宅不動産 担当者名 新築 建一 担当者連絡先 022-123-XXXX 契約日 平成 25 年 10 月 1 日 引渡日 平成 26 年 4 月 10 日 ※契約書で確認できる日付を記入。
	<input checked="" type="checkbox"/> 複数の工事施工者と契約を締結(分譲発注の場合) → 別紙①「分譲発注における工事確認書」も記入

事務局使用欄(申請者は記入不要)

4 枚目につづきます

令和3年6月版

18

19

記入方法③

18 再取得住宅に入居した日付を記入してください。

- 住民票に記載のある「転入日」等を記入してください。

宮城県〇〇市		住 民 票				
氏名	復興 順一		世帯主	【省略】	続柄	【省略】
住民票コード		【省略】				
生年月日	昭和50年 4月 10日	性別	男	住民となった日	平成26年4月15日	改製日
住所	宮城県〇〇市△△町5丁目5番5号				平成26年4月15日 転入	

※建替の場合等、住民票の移動を行っていない場合には、対象住宅へ実際に入居した日付を記入してください。

19 契約を締結した工事施工者または販売事業者の情報を記入してください。

- 1つの工事施工者と契約を締結した場合には ③ にチェックをするとともに契約した工事施工者名または販売事業者名、担当者名、担当者連絡先を記入してください。
その下段には、契約書に記載されている契約日（変更契約がある場合は、一番最初に締結した契約（原契約）の契約日）と、工事施工者または販売事業者からの引渡しを受けた日を記入してください。
- 複数の工事施工者と契約を締結した場合（分離発注の場合）には ④ にチェックをするとともに、別紙②「【建築・購入】分離発注における工事確認書」（P62, 63参照）にすべての工事施工者を記入してください。

記入方法④

20 給付申請額を計算してください。

- 申請書の3/4枚目「④再取得住宅情報」の床面積 **ア** に記入した床面積を **①** に記入してください。店舗、事務所等、住宅以外の用途を含む場合は **イ** に記入した床面積を **①** に記入してください。
- **②** は、住宅取得時に適用されている消費税率 8%または10%のどちらかにチェックをしてください。
 ※消費税率が5%の契約は給付対象とはなりません。ご注意ください。
 ※分離発注で住宅を建築した際に消費税率が混在する場合は、契約の日付が一番古い契約書に記載のある消費税率にチェックをしてください。
- **③** は、持分割合についてチェックをしてください。
 再取得住宅の不動産登記における建物の登記事項証明書の「権利部（甲区）」に記載されている所有者で、再取得住宅に居住する方の持分割合の合計を記入してください。

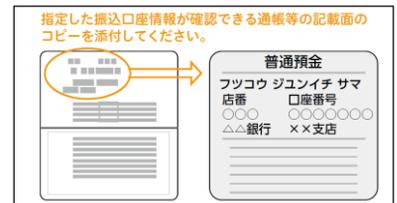
- ・共同申請を行う場合、別紙**①**「共同申請者申告書」に記入した持分割合の合計 **ア** を記入してください。
- ・親孝行住宅再建支援の場合は、持分所有者が居住しない場合でも、その方の持分割合を合計に含めることができます。

- **④** に計算結果を記入してください。（千円未満切捨て）



21 給付金の振込先を記入してください。

- 申請書(2/4枚目)の(代表)申請者本人名義の口座のみ、指定することができます。(法人や家族名義の口座は指定できません。)
- 口座情報は正しく記入してください。記入を間違えると、入金できないことがあります。通帳の口座情報が確認できる箇所を参照のうえ記入してください。
- 特に [口座名義人]欄を記入の際は、申請書に記載されている「『口座名義人』欄の記入方法について」をよくお読みください。



- **⑤** <<ゆうちょ銀行以外の金融機関の口座を指定する場合のみ記入>>
 指定する口座の金融機関コードと金融機関名および支店コードと支店名を記入してください。
 ※金融機関名・支店名は漢字書きで「〇〇銀行」「△△支店」まで記入してください。
- **⑥** <<ゆうちょ銀行以外の金融機関の口座を指定する場合のみ記入>>
 預金種別を選択し、口座番号および口座名義人を記入してください。
 ※預金種別が [④ その他] の場合は預金種別の内容を記入してください。
 ※口座番号は、右詰めで記入してください。
 ※口座名義人はカナ書きで記入してください。
- **⑦** <<ゆうちょ銀行の口座を指定する場合のみ記入>>
 記号、番号および口座名義人を記入してください。
 ※番号は、右詰めで記入してください。

(6) 同意事項

給付申請に係る重要な内容が記載されています。
申請する前に、必ずお読みください。申請書を提出される場合は、同意事項に同意されたものとみなします。この書類は提出不要です。

22

住まいの復興給付金制度

提出不要

<同意事項(建築・購入)>

1. 給付制度と給付金の交付

住まいの復興給付金は、「住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業実施要領」(平成26年2月7日復本第188号、以下「実施要領」という。)に規定する要件(以下「給付要件」という。)を満たす住宅の再取得に対し、給付金の交付を行うものです。
住まいの復興給付金の交付を受けるためには、「住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策補助金交付要領」(平成26年2月7日復本第187号)に基づき国からの補助金の交付を受ける者(以下「基金管理団体」という。)からの委託を受ける者(以下「事務局」という。)に対し、事務局所定の給付申請書(以下「申請書」という。)及び所定の確認書類(以下、給付申請書とあわせて「申請書類」という。)を提出しなければなりません。
基金管理団体及び事務局(以下「事務局等」という。)は、提出された申請書類により、給付要件を満たすことを確認した場合、新たに建築・購入した住宅(以下「再取得住宅」という。)の所有者に対し、その持分割合に応じた給付金を交付します。

2. 申請者の定義

本同意事項における申請者とは、事務局へ提出された申請書において申請者として記載された者をいい、申請書別紙の共同申請者申告書(以下「共同申請者申告書」という。)において代表申請者と記載された者(以下「代表申請者」という。)を含みます。
また、本同意事項における共同申請者とは、共同申請者申告書において代表申請者以外の共同申請者として記載された者を含みます。

3. 共同申請の定義

単独では給付金の給付要件を満たさない者であっても、実施要領に定める複数の者が共同すれば当該すべての要件を満たす場合、これらの者が共同で給付申請(以下「共同申請」という。)を行うことができます。

共同申請では、再取得住宅の所有者のうち1名を代表申請者としなければなりません。代表申請者は、共同申請者を代理して、給付金の申請及び受領を行います。代表申請者は、共同申請者の持分割合を含めた給付金を受領した後、それぞれの持分割合に応じて共同申請者に対して分配を行わなければなりません。

共同申請者は、申請書類の提出から給付金の受取りまでの間、当該申請に記載する内容(以下「申請情報」という。)に変更が生じた場合、代表申請者に通知しなければなりません。

4. 共同申請の委任と解除

代表申請者及び共同申請者は、共同申請者申告書にそれぞれ記名・押印することにより、共同申請者は給付金の共同申請及び受領を代表申請者へ委任し、代表申請者はこれを受託するものとします。

代表申請者及び共同申請者は、代表申請者が給付金の交付を受ける以前においては、共同申請の委任を解除することができます。代表申請者及び共同申請者は、共同申請者の代表申請者に対する給付金の共同申請及び受領に関する委任が解除(代表申請者または共同申請者の死亡、破産手続開始決定等による委任の終了も含む。以下同じ)された場合、当該委任の対象となった共同申請者ですで行われたことを確認の上、申請前である場合、代表申請者は委任を解除した共同申請者を除いて(全ての共同申請者からの委任が解除された場合、代表申請者の死亡、破産手続開始等による委任の終了の場合は新たに代表申請者を定め)申請を行わなければなりません。また、申請後である場合、代表申請者及び共同申請者は速やかに事務局に連絡を行い、その指示に従って、事務局が定める指定の(共同申請)における委任解除通知書により事務局に通知しなければなりません。
事務局等は、代表申請者及び共同申請者から上記方法による通知がなされない限り、代表申請者に給付金の交付を行うことで、代表申請者及び共同申請者に対する給付金の交付義務を含む一切の責任を負わないものとします。

5. 重複申請の禁止

申請者及び共同申請者は、実施要領に定める住まいの復興給付金の実施期間中、1回限り、再取得住宅の所有者または給付要件を満たす日本大震災(以下「被害者」)が生じた限り(以下「被災住宅」という。)の補修工事の発注者として住まいの復興給付金の申請(住まいの復興給付金による住宅市場安定化対策事業実施要領(平成26年2月7日国住生第577号)に基づき実施されるすまい給付金(以下「すまい給付金」という。)の申請を含む。ただし、住まいの復興給付金及びすまい給付金の交付を受けない場合を除く。)を行い、給付金の交付を受けることができます。

また、申請者及び共同申請者は、実施要領に定める住まいの復興給付金の実施期間中、1回限り、被災住宅の所有者として、住まいの復興給付金の申請を行うことができます。

6. 債権譲渡の禁止

申請者及び共同申請者は、基金管理団体に対する住まいの復興給付金に関する債権について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

7. 手続代行者による申請手続き

申請者は、住まいの復興給付金の申請を第三者に委任することができます。申請者から住まいの復興給付金の申請の委任を受けた者(以下「手続代行者」という。)は、申請書類の提出から給付金の交付が完了するまでの間、当該申請について申請者と同等の義務及び責任を負います。また、手続代行者は、給付金交付後も、当該申請に係る事務局等が行う調査(第12項)、給付金の返還(第14項)に協力を行う義務を負います。
申請者は、手続代行者に住まいの復興給付金の申請を委任した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。

8. 給付金の申請期限

申請者及び手続代行者は、事務局が認める場合を除き、再取得住宅が申請者または共同申請者へ引渡された日から1年を経過するまでの間に申請書類を事務局に提出しなければなりません。

9. 申請の変更、取下及び無効

申請者及び手続代行者は、申請書類の提出から給付金の受取りまでの間、申請情報に変更が生じた場合または給付申請を取り下げた場合、速やかに事務局に連絡し、その指示に従って申請の変更、取下、申請が無効とされたことにより生じた申請者、共同申請者及び手続代行者が、本項に規定する連絡を怠ったことにより、事務局等による申請に係る審査ができない場合、事務局等から代表申請者及び手続代行者の提出した申請書に係る申請を無効とすることができるものとします。
申請情報の変更、申請の取下、申請が無効とされたことにより生じた申請者、共同

申請者または手続代行者(以下「申請者等」という。)の不利に対し、事務局等は、事務局等の故意または重大失に起因する場合を除き、申請者等に対して一切の責任を負いません。

10. 給付申請の受付・返却の不可

事務局は、申請者または手続代行者から申請書類の提出を受けた場合、当該申請の給付要件に対する不備・不足を確認し、不備・不足がない場合は、事務局の審査システムに申請情報を登録します。当該登録をもっての申請受付の完了とし、申請受付を完了した申請については、給付金額算出後、事務局から申請者に対しその旨を通知します。なお、共同申請の場合、代表申請者は、通知された内容と共同申請者に対して通知しなければなりません。
申請書類に不備・不足がある場合、事務局は申請者または手続代行者に対して不備・不足に関する通知や連絡を行う他、申請書類の返却を行います。なお、事務局は、不備・不足がある申請について、申請受付を行わない場合があります。
また、事務局等は、申請受付を完了した申請書類及びその他の書類については、いかなる理由があっても返却を行いません。

11. 申請情報の訂正

事務局は、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であったり、その誤りが軽微なものであると事務局が判断した場合、その誤りについて「事務局による訂正」及び「申請者等に対する記載内容の変更指示」を行うことができます。事務局は訂正された情報について、申請者等に通知を行います。

12. 申請に係る住宅の調査等

国及び事務局等は、本事業の適正な実施を図るため、申請者等に対して、必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、被災住宅及び再取得住宅への立ち入りを含む調査等(以下「調査等」という。)に協力を依頼する場合があります。申請者等はこれらの調査等に協力しなければなりません。

13. 申請資格の剥奪

事務局等は、申請者等が以下の①～⑥の行為を行うかまたは行うおとした場合、または調査等によって給付金の交付対象とならないことが確認された場合、当該申請者等から受け付けた給付申請を無効とし、また、当該申請者等の将来における給付申請の受付を拒否することができます。

- ①: 虚偽その他の不正な手段によって給付申請を行い、給付金の交付を受けた場合
- ②: 事務局等が行う調査等に協力しなかった場合
- ③: すまい給付金等、主として消費税率の引上げに伴う住宅取得に係る負担軽減を図る国産補助金を財源とする他の補助事業と重複して給付金の交付を受けていたまたは受けようとした場合
- ④: 実施要領、事務局等が作成した規約または事務局等が行った告知、発表等において認められていない行為をした場合
- ⑤: その他、本同意事項の規定に違反する等、事務局等との信頼関係を損なうと事務局等が判断した場合

14. 給付金の返還

事務局等は、既に給付金を交付した申請であっても、前項に定める事由により給付申請が無効とされた場合、申請者及び再取得住宅の持分割合を有する共同申請者に対して交付済みの給付金相当額について返還を求めるとします。返還を求められた場合、申請者及び再取得住宅の持分割合を有する共同申請者は事務局等が定める納付期限までに返還しなければなりません。共同申請の場合、代表申請者及び再取得住宅の持分割合を有する共同申請者は、当該返還義務を連帯して負担するものとします。
なお、申請者等は返還を求めた際、当該給付金を交付した日から返還の日までの日数に応じて、当該給付金(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を求められることができます。

15. 免責

国及び事務局等は、再取得住宅の施工事業者・販売事業者、手続代行者、その他の者と申請者との間、代表申請者と共同申請者、及び共同申請者相互の間で生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。また、申請者による住まいの復興給付金の受取りについて、共同申請者、施工事業者・販売事業者、手続代行者、その他の者による買戻し立替があった場合、事務局等は住まいの復興給付金の支払いを停止することができます。
また、事務局及び事務局から申請受付業務を委託した者が申請書類を受け取る時点(事務局が定める郵送先)に到着し、事務局による引き取りを行った時点まで、以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、事務局等はそれの一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。

16. 個人情報の管理

事務局等は、事務局等の運営にあたり、申請者等から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。事務局等は本事業を通じて取得した情報を給付金の交付から5年間保存し、本事業の目的の範囲内で、個人情報について統計的に処理したデータを公表することができます。
また、事務局等は、国が第13項①または③の確認のために行う調査や事業に対して、本事業を通じて取得した情報を提供し、その確認作業を共同で行うことがあります。

17. 専属的合意管轄裁判所

本同意事項に基く給付金の申請に関して、申請者等と事務局等との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

18. 事業の内容変更・終了

事務局は、国または基金管理団体との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者等へからの給付、不利益が生じた場合であっても、当該措置等が事務局等の故意または重大失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。申請者等は本同意事項の変更については、事務局等が住まいの復興給付金に関する事務局のウェブサイト及びその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

注意事項

- 給付申請から給付金の振込みまでには一定の手続期間を要します。手続期間は給付申請の受付状況等により変わります。
- 事務局等は、給付の交付に係る振込みの遅延、その他事由によって生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。
- 申請者、共同申請者及び手続代行者が申請書に記名・押印し事務局に提出することにより、本同意事項に同意したこととなります。

令和3年6月版

22

(代表)申請者または共同申請者(手続代行者を含む)に同意して
いただく事柄を確認してください。 ※必ずお読みください。



(7) 別紙①【建築・購入】共同申請者申告書

被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が異なる場合など、共同で申請をする必要がある場合に提出する書類です。

申請書2/4枚目の「(代表)申請者氏名」で「再取得住宅を複数の者で所有しており共同で申請する場合」または、申請書3/4枚目の「被災時点の被災住宅の所有者」で「(代表)申請者氏名と異なる」にチェックをした場合に提出してください。(該当しない場合には提出不要です。)

記入見本⑤

住まいの復興給付金制度

建築・購入

別紙① 共同申請者申告書

すべての代表申請者および共同申請者は本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。また、自らの給付申請および給付金の受領を代表申請者に委任し、代表申請者はこれを受任します。

被災時点の被災住宅の所有者

所有者が複数の場合は1名だけ記入してください。

※住民票等で確認できる氏名・生年月日を記入

共同申請者	氏名	フリガナ フッコウ	ススム	復興	生年月日	明治 大正 昭和	平成 令和	20年	8月	1日
		氏 復興	名 進	(復興)		(昭和)				

再取得住宅の所有者

被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が同一の場合も記入してください。

※住民票等で確認できる氏名・生年月日を記入

	再取得住宅の持分割合 ※不動産登記上に記載されている 分数表記の数字	氏名	生年月日
1 代表申請者 給付金の受給者	1 4	フリガナ フッコウ 氏 復興 ジュンイチ 名 順一 復興	明治 大正 昭和 平成 令和 50年 4月 10日 (昭和)
2 共同申請者	1 4	フリガナ フッコウ 氏 復興 ジュンコ 名 順子 復興	明治 大正 昭和 平成 令和 56年 10月 20日 (昭和)
3 共同申請者	1 4	フリガナ フッコウ 氏 復興 ススム 名 進 復興	明治 大正 昭和 平成 令和 20年 8月 1日 (昭和)
4 共同申請者	1 4	フリガナ フッコウ 氏 復興 ノゾミ 名 のぞみ 復興	明治 大正 昭和 平成 令和 22年 1月 4日 (昭和)
再取得住宅の 持分割合の 合計	1 17		

申請書 4/4枚目 ⑤給付申請額
「持分割合の合計」に転記

- 必ず代表申請者および共同申請者本人が記名・押印してください。
- この記入用紙に書ききれない再取得住宅に居住する持分所有者がいる場合は、この用紙をコピーして2の欄から順に記入してください。
- 代表申請者および共同申請者が給付金の申請および受領の委任を解除する場合には、必ず「共同申請における委任解除通知書」を取り交し、事務局へ提出してください。
- 代表申請者および共同申請者として一度申請した場合、本制度または、国土交通省の「すまい給付金」制度と重複して給付申請することはできません。

※(親孝行住宅再建支援について)

- ・被災住宅の所有者である父母・祖父母等が居住するための住宅の建築・購入を、子・孫等が支援した場合、その住宅に共に居住していない場合でも給付申請できます。
- ・「親孝行住宅再建支援申出書」等が必要となります。(1/4枚目 2)を参照)
- ・複数の者が親孝行住宅再建支援をする場合は、それぞれ「親孝行住宅再建支援申出書」を提出してください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

記入方法⑤

- 申請書の同意事項をお読みにになり、同意の上、必ず代表申請者および共同申請者本人が記名・押印してください。記名・押印することにより、共同申請者は代表申請者に給付金の申請および給付金の受領を委任し、代表申請者はそれを受任することになります。(委任の解除については、速やかに「住まいの復興給付金事務局コールセンター」にご連絡ください。P70参照)
- 1枚の書式に書ききれない再取得住宅の所有者がいる場合には、この書式をコピーしてください。
- 共同申請の場合、再取得住宅に居住していない場合は申請できません。ただし、親孝行住宅再建支援の場合は申請可能です。別途「親孝行住宅再建支援申出書」(P38参照)を、住まいの復興給付金事務局のホームページから書式をダウンロードするか、この手引きの書式を使用してください。

23 被災時点の被災住宅の所有者本人が記名・押印してください。

- 被災住宅の所有者が複数の場合には、代表者となる本人が記名・押印してください。
- 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合は、記名・押印は不要ですが、別途「【建築・購入】被災住宅所有者との関係確認書」(P35, および書式集参照)等、申請書1/4枚目に記載されている3点の書類を提出してください。

24 被災住宅の所有者の生年月日を記入してください。

25 再取得住宅の所有者のうち、給付金の申請および受領を代表して行う方の情報を記入してください。

- 申請書2/4枚目の「①(代表)申請者情報」に記入した「氏名」、「生年月日」と同じことを確認し、「再取得住宅への居住の有無」にチェックをしてください。氏名は、代表申請者本人が記名・押印してください。また、「再取得住宅の持分割合」の欄には、代表申請者の「再取得住宅の持分割合」(再取得住宅の不動産登記(P28)参照)を記入してください。

記入見本⑤

住まいの復興給付金制度

建築・購入

別紙① 共同申請者申告書

すべての代表申請者および共同申請者は本申請書の記載内容および同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。また、自らの給付申請および給付金の受領を代表申請者に委任し、代表申請者はこれを受任します。

被災時点の被災住宅の所有者

④ 所有者が複数の場合は1名だけ記入してください。

※住民票等で確認できる氏名・生年月日を記入

共同申請者	氏名	フリガナ 氏 復興	ススム 名 進	(復興)	生年月日	明治 大正 昭和	平成 令和	20年	8月	1日
-------	----	--------------	------------	------	------	----------------	----------	-----	----	----

再取得住宅の所有者

④ 被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が同一の場合も記入してください。

※住民票等で確認できる氏名・生年月日を記入

再取得住宅の持分割合 <small>※不動産登記上に記載されている分数表記の数字</small>	氏名	生年月日
1 代表申請者 給付金の受給者	フリガナ 氏 復興 名 ジュンイチ (復興)	明治 大正 昭和 50年 4月 10日
4	いずれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)	
2 共同申請者	フリガナ 氏 復興 名 ジュンコ (復興)	明治 大正 昭和 56年 10月 20日
4	いずれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)	
3 共同申請者	フリガナ 氏 復興 名 ススム (復興)	明治 大正 昭和 20年 8月 1日
4 共同申請者	フリガナ 氏 復興 名 ノゾミ (復興)	明治 大正 昭和 22年 1月 4日
4	いずれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)	
再取得住宅の持分割合の合計	申請書 4 / 4 枚目 ⑤ 給付申請額 「持分割合の合計」に転記	

- 必ず代表申請者および共同申請者本人が記名・押印してください。
- この記入用紙を書ききれない再取得住宅に居住する持分所有者がいる場合は、この用紙をコピーして2の欄から順に記入してください。
- 代表申請者および共同申請者が給付金の申請および受領の委任を解除する場合には、必ず「共同申請における委任解除通知書」を取り交わし、事務局へ提出してください。
- 代表申請者および共同申請者として一度申請した場合、本制度または、国土交通省の「すまい給付金」制度と重複して給付申請することはできません。

※《親孝行住宅再建支援について》

- ・被災住宅の所有者である父母・祖父母等が居住するための住宅の建築・購入を、子・孫等が支援した場合、その住宅に共に居住していない場合でも給付申請できます。
- ・「親孝行住宅再建支援申出書」等が必要となります。(1 / 4枚目 ②を参照)
- ・複数の者が親孝行住宅再建支援をする場合は、それぞれ「親孝行住宅再建支援申出書」を提出してください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

令和3年6月版

26

27

記入方法⑤

26 再取得住宅の所有者が複数の場合は、共同申請する所有者の情報を記入してください。

- 再取得住宅の所有者2～4には、
 <再取得住宅の持分割合>欄 ① に、共同申請者の「不動産登記における建物の登記事項証明書(P28参照)」の権利部(甲区)に記載されている持分割合を、共同申請する申請者毎に記入してください。

● 建物の登記事項証明書 (見本)

関する事項)	
【原因】	権利者その他の事項
平成12年1月12日相続	共有者 ○○市○○区 ○丁目○番○号 持分の5分の3 山田太郎 △丁目△番△号 5分の2 山田一郎

● 共同申請者申告書への記入見本

再取得住宅の所有者		被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が同一の場合も	
再取得住宅の持分割合 <small>※不動産登記に記載されている持分割合</small>	氏名 <small>※住民票で確認できる氏名を記入</small>	フリガナ	氏名
1	3	ヤマダ	タロウ
代表申請者	5	氏	山田 太郎
給付金の受給者		いずれかに チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅)
2	2	フリガナ	ヤマダ イチロウ
	5	氏	山田 一郎
		いずれかに チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅)

<氏名>欄 ② には、住民票等で確認できる氏名を、本人が記名・押印をしてください。
 <生年月日>欄 ③ には、住民票等で確認できる生年月日を記入してください。
 <いずれかにチェック>欄 ④ には、再取得住宅に居住しているか、居住していないか、該当する方にチェックをしてください。

- ・再取得住宅に居住していない場合は、申請できません。ただし、親孝行住宅再建支援で申請される場合は申請可能です。その場合は、別途「親孝行住宅再建支援申出書」(P38、および書式集参照)を記入し、被災住宅の所有者との続柄を証明する書類と共に提出してください。
- ・複数の者が親孝行住宅再建支援を申請する場合は、複数の申請者毎に「親孝行住宅再建支援申出書」を提出してください。
- ・この記入用紙に書ききれない再取得住宅の所有者がいる場合、この書式をコピーして共同申請者2の欄から記入してください。

27 持分割合の合計を記入してください。

- 再取得住宅に居住している持分所有者の合計を記入してください。
- 被災住宅を所有していた親(父母・祖父母等)が居住するための住宅を、子(子・孫等)が親に代わって取得(親孝行住宅再建支援)した場合、その子は再取得住宅に居住してなくても、その持分を合計に含むことができます。

(8) 別紙②【建築・購入】分離発注における工事確認書

分離発注によって住宅を建築した方が提出する書類です。

申請書3/4枚目の「契約を締結した工事施工者または販売事業者」で、「複数の工事施工者と契約を締結した」にチェックをした場合に提出してください。
(該当しない場合には提出不要です。)

記入見本⑥

住まいの復興給付金制度

建築・購入

別紙② 分離発注における工事確認書

分離発注によって住宅を建築した場合、「構造耐力上主要な部分」(下記参照)の全ての工事について引上げ後の消費税率が適用されている必要があります。消費税率が8%と10%にまたがる場合、本制度では8%時の給付単価を用いて算出した給付金額となります。該当する工事について、工事施工者、工事内容、契約日、引渡日および消費税率を記入してください。また、それぞれ工事請負契約書を提出してください。

以下について間違いがないことを確認し、申告します。

申請者 復興 順一

住宅建築に係る最終工事の引渡日(住宅の引渡日に相当するもの)		平成		令和		26年10月10日	
工事の内容 ※それぞれの契約書で確認できる情報を記入。							
1	事業者名 株式会社 住宅不動産 担当名称 新築 建一	工事内容 基礎工事、外装工事 担当連絡先 022-123-XXXX	契約日 平成 令和 26年 4月 15日	引渡日 平成 令和 26年 7月 15日	消費税率 <input checked="" type="checkbox"/> 8% <input type="checkbox"/> 10%		
2	事業者名 〇〇工務店 担当名称 土台 太郎	工事内容 土台、小屋組 担当連絡先 022-223-XXXX	契約日 平成 令和 26年 5月 15日	引渡日 平成 令和 26年 8月 15日	消費税率 <input checked="" type="checkbox"/> 8% <input type="checkbox"/> 10%		
3	事業者名 △△株式会社 担当名称 屋根 次郎	工事内容 屋根 担当連絡先 022-344-XXXX	契約日 平成 令和 26年 6月 15日	引渡日 平成 令和 26年 9月 15日	消費税率 <input checked="" type="checkbox"/> 8% <input type="checkbox"/> 10%		
4	事業者名 ××工事株式会社 担当名称 壁面 三郎	工事内容 壁面工事 担当連絡先 022-566-XXXX	契約日 平成 令和 26年 7月 15日	引渡日 平成 令和 26年 10月 15日	消費税率 <input checked="" type="checkbox"/> 8% <input type="checkbox"/> 10%		
5	事業者名 担当名称 	工事内容 担当連絡先 	契約日 平成 令和 年 月 日	引渡日 平成 令和 年 月 日	消費税率 <input type="checkbox"/> 8% <input type="checkbox"/> 10%		
6	事業者名 担当名称 	工事内容 担当連絡先 	契約日 平成 令和 年 月 日	引渡日 平成 令和 年 月 日	消費税率 <input type="checkbox"/> 8% <input type="checkbox"/> 10%		
7	事業者名 担当名称 	工事内容 担当連絡先 	契約日 平成 令和 年 月 日	引渡日 平成 令和 年 月 日	消費税率 <input type="checkbox"/> 8% <input type="checkbox"/> 10%		
8	事業者名 担当名称 	工事内容 担当連絡先 	契約日 平成 令和 年 月 日	引渡日 平成 令和 年 月 日	消費税率 <input type="checkbox"/> 8% <input type="checkbox"/> 10%		

※この記入用紙に書ききれない工事施工者がいる場合は、この用紙をコピーして工事施工者1の欄から順に記入してください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

構造耐力上主要な部分とは

住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとします。(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条)

令和3年6月版

28

29

30

31

35

32

33

34

記入方法⑥

- 28 申請者の氏名を本人が記名してください。
■ 共同申請の場合は、代表申請者本人が記名してください。
-
- 29 すべての工事が完了し、住宅の引渡しを受けた日付を記入してください。
-
- 30 契約書に記載されている工事を行った施工者名(会社名)を記入してください。
-
- 31 工事内容を記入してください。
-
- 32 工事施工者の担当者名・連絡先を記入してください。
■ 担当者名が不明の場合は記入不要です。
-
- 33 契約書に記載されている契約日を記入してください。
■ 工事施工者と取り交わした「工事請負契約書」に記載されている契約日を記入してください。
-
- 34 工事施工者から引渡しを受けた日を記入してください。
■ それぞれの工事が完了したことを再取得住宅の所有者と工事施工者がお互いに確認した日を記入してください。
-
- 35 適用される消費税率どちらかにチェックをしてください。

-
- 以下、工事施工者2～8までは、各工事施工者毎に上記 30 ～ 35 と同様に、各工事毎の契約書で確認できる情報を記入してください。
 - 1枚の書式に書ききれない工事施工者がある場合には、書式をコピーして「工事施工者1」の欄から順に記入してください。